

「会計上の変更及び過去の誤謬に関する検討状況の整理」への意見

法人名	電気事業連合会
部署・役職	業務部・副部長
氏名	山口 裕之
電話番号	
電子メールアドレス	

第4項(8)会計基準等の定義

- ・ 会計基準等の定義として、第4項(8)⑤では日本公認会計士協会の委員会報告等が該当するものとして示されており、これについて第50項（会計基準等の範囲）では、国際会計基準を参考にしたものとされている。
- ・ しかし、IAS第8号の会計基準の定義に示される解釈指針は、国際会計基準審議会の下部組織である基準解釈機関の公表物であるのに対して、日本公認会計士協会の委員会報告等は、本質的には会計監査人の監査上の判断統一等が目的であり、パブリックコメント等の手続きは経るとしても、協会内部の理事会の承認で決定されるもので、ASBJと組織だって決定されるものではないことから、これらの相違については一定の留意が必要と考えられる。
- ・ もちろん、日本公認会計士協会の委員会報告等にも留意しつつ会計処理を実施しているところではあるが、それらはASBJの会計基準等を補完するものと認識している。
- ・ そのため、会計基準等とされるものは、金融庁若しくはASBJの所管する基準等であることが望ましく、仮に、日本公認会計士協会の委員会報告等に基づいて遡及処理を強制するような場合については、当該委員会報告等の内容や遡及適用の是非などをASBJで議論した上で、公正妥当な企業会計の処理として委員会報告等に準拠すべき旨を、ASBJが公表し追認するような仕組みの整備が好ましいと考えられるかどうか。

第6項(会計方針の変更に関する原則的な取扱い)

- ・ 「会計基準等に特定の経過規定が定められている場合には、その経過規定に従うものとする。」という規定において想定している「会計基準等」とは、原則として本会計基準が公表されて以降に適用されることになるであろう会計基準等を指していると考えられる。
- ・ しかしながら、そのような「会計基準等」において、原則的な取扱い(新会計方針の遡及適用)以外の特定の経過規定を定めることはそもそも非論理的であり、本会計基準案においてそのようなイレギュラーな「会計基準等」の存在を予め想定することは不適当。

- ・ 仮に「会計基準等」の適用にあたって、止むを得ずに特定の経過規定を定めざるを得ない事情がある場合においても、原則的な取扱いに拠らずに特定の経過規定を適用する旨は当該「会計基準等」の側でその都度規定すべきであり、本会計基準案において、特定の経過規定が原則的な取扱いに優先する旨を規定する必要はないのではないか。
- ・ 以上の考え方に基づき、第 6 項は(1) (2)の区分を廃した上で「会計方針の変更に関する原則的な取扱いは、変更後の会計方針を遡及適用する。」という文言に訂正してはどうか。

第 16 項(未適用の会計基準に関する注記)

- ・ 新たな会計基準の適用にあたっては、通常、強制適用までの間、一定の早期適用期間が設定されている場合が多い。これは、関係法令等の整備や企業側の準備期間等を考慮したものと認識している。
- ・ 企業においては、早期適用期間において、連結グループ内における会計基準適用に向けた諸準備や事業の再構築及びそれに伴う実務処理上の問題の解決などさまざまな検討を行う必要があり、この問題が解決された企業にあって早期適用を採用するかどうかを決定するものとする。つまり、早期適用については経営者の自主的な判断により決定されるべきものであるため、第 61 項の「本注記の内容については、会計基準によっては注記が求められるべき性格のものではないのではないかという見方があった。」を支持したい。
- ・ 特に、第 16 項(3) (新しい会計基準等の適用による影響に関する記述)について、本来、影響額とは事実に基づき記載すべきものであり、適用もしていない基準の影響額を注記することになれば、例えば、新会計基準の適用前に事業の再構築を実施する場合などには、将来実施する再構築等も考慮した影響額を注記することも考えられることや、当該影響額の見積りに対する監査上の実行可能性も考慮する必要があり、国際的な会計基準とのコンバージェンスという観点を重視したとしても、第 16 項(3)は不要ではないかと考える。
- ・ また、第 61 項には、実務的な配慮(見積りが困難な場合に、その旨及び定性的な注記の記載)がなされているが、事業の再構築等は公表するタイミングなども経営戦略であり、財務諸表の注記に縛られることになれば企業経営に影響するため、併せて不要とすべきである。

重要性の考え方について

- ・ 本来的には内容別(会計上の変更か、過去の誤謬か等)に国際的な会計基準に即した重要性判断に基づき遡及修正や修正再表示を行うべき。そのため、第 62 項の後段に記載のある「重要性は本会計基準案のすべての項目について考慮されるべきものであると考

られる」は、表示方法を変更しても、重要性の判断により遡及的に組み替える必要がない場合もあるとの解釈をしている。

- 一方で、会計方針の変更について「製造原価に影響を及ぼす場合には、(中略)棚卸資産や売上原価等の金額にも影響がある」ものの、「会計方針の変更による差額に重要性が乏しいものと考えられる場合には、当該差額をすべて、売上原価に含めて処理する方法も認められる」(第 60 項)としており、重要性の判断の可否について明確にして欲しい。
- また、「過去の誤謬」については、「会計上の変更」(会計方針の変更、表示方法の変更及び会計上の見積りの変更)と明確に区分していることから、「国際財務報告基準と同様に『重要な誤謬』を別に定義し、この定義を満たす場合に、原則として、修正再表示を求めることとする」(第 48 項)とすべきではないかと考える。

以上